

道志村漁業協同組合内共第12号

第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、道志村漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第12号第五種共同漁業権に係わる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめ、いわな、にじます、うなぎ、うぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において、竿釣、おきばりの漁具、漁法による遊漁をしようとする者は、あらかじめ第4条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁についての制限)

第3条 山梨県漁業調整規則（以下「調整規則」という。）第21条の規定による禁止期間を延長しようとする時は、総会の議決を経て定め、組合の掲示場に掲示し、かつ、必要がある時は、山梨日日新聞に掲載してこれを公示するものとする。

2 遊漁者は、調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具、漁法により、ウ欄の区域内でエ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア魚種	イ漁具漁法	ウ区域	エ期間
あゆ	竿釣の内友釣	全 域 但し道志川渓流フィッシングセンターを除く	解禁日から10月31日まで
やまめ、いわな にじます	竿 釣	〃	3月1日から9月30日まで
うなぎ	置き針	〃	3月1日から9月30日まで
うぐい	竿 釣	〃	3月1日から3月31日まで 5月1日から9月30日まで
にじます やまめ	竿 釣	道志川渓流 フィッシング セ ン タ ー	1月1日から12月31日まで (但し、やまめについては、3月1日から9月30日まで)

3 前項の規定にかかわらず、道志村9,246番地先 標柱1号と道志村8,946番地先 標柱2号を直線で結ぶ700メートル以内の区域の「道志川渓流フィッシングセンター」においては、別に定める特別遊漁料を納付しなければならない。

4 前第2項の規定にかかわらず道志川支流のうち櫛沢・室久保川・道坂川・御正体沢（坂の沢・桐久保沢）にあっては遊魚をしてはならない。

- 5 前第2項の定めにかかわらず次表のア欄に掲げる魚種については、イ欄の区域内でウ欄に掲げる全長以下のものをエ欄の尾数を超えて採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 全 長	エ 尾 数
やまめ	全域、但し道志川渓流フィッシングセンターを除く	15cm	一日あたり20尾以内

(遊漁料の額及び納付の方法)

第4条 第2条に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で組合事務所（山梨県南都留郡道志村9237番地）又は別表に定める場所において納付する時の遊漁料（表中「前売」という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料（表中「定価」という。）は次表のとおりとする。

魚 種	漁具漁法	期 間	遊 漁 料	
			前 売	定 価
あ ゆ	竿釣のうち友釣	1 日	2,000円	2,500円
		1 年	8,000円	
やまめ、いわな にじます、うぐい うなぎ	竿釣、置き針	1 日	1,200円	2,000円
		1 年	6,000円	

- 2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定に係わらず次表右欄のとおりとする。

小学生以下	無 料
中学生	1／2
女 性	1／2
肢体不自由者	1／2

- 3 第3条第3項の特別遊漁料は次表のとおりとする。

魚 種	漁具漁法	期 間	特別遊漁料
にじます	竿釣	1 日	3,200円
やまめ	竿釣	1 日	3,800円

※但しフライ専用区にあっては魚種を問わず1日、男性3,000円 女性2,000円とする。

- 4 次表ア欄に掲げる漁場区域においてイ欄の水産動植物を、ウ欄の漁具、漁法を使用して遊漁する場合の1年当たりの遊漁料は、第1項及び第2項の規定に係わらずエ欄のとおりとし、この遊漁料は山梨県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）「甲斐市牛向518-1番地」または県漁連の指定する場所においてあらかじめ納入するものとする。

ア 漁場区域	イ 魚 種	ウ 漁具漁法	エ 遊漁料（消費税込み）
道志川渓流フィッシングセンターを除く内共第12号に係わる漁場	あ ゆ	竿釣の内友釣	28,000円
々	やまめ、いわなにじます、うぐいうなぎ、	竿 釣 置き針	25,000円

(遊漁承認証に関する事項)

- 第5条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けた時は、別記様式1－(1)の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。
- 2 県漁連は、第2条の遊漁料の納付を受けた時は、別記様式1－(2)の共通遊漁承認証（以下「共通遊漁承認証」という。）を交付するものとする。
- 3 遊漁承認証及び共通遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

- 第6条 遊漁者は遊漁する場合には遊漁承認証又は共通遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があった時はこれを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第7条 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行う事が出来る。
- 2 漁場監視員は、別記様式2による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員である事を表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第7条 組合は、遊漁者がこの規則に違反した時は、ただちにその者に遊漁の中止を命じまたは以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合は遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(付 則) この規則は令和6年1月 1日から施行する。

(付 則) この規則は令和6年4月 1日から施行する。

様式1－(1) 遊漁承認証

表

遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊漁者	(住所)
	(氏名) (年齢)
承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 道志村漁業協同組合	
印	

裏

注意事項	
1.	
2.	
3.	
.	
.	

様式1－(2) 共通遊漁承認証

氏名	住所	県下共通遊漁承認証			No.
		年度	魚種	写真	
					5. 遊漁料 4. 遊漁区域 3. 漁具 2. 漁法 1. 承認期間
才					注意事項
					印
山梨県漁業協同組合連合会					

様式2

漁場監視員証	
第号	
住所	写真
氏名 (年齢) 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで有効	
道志村漁業協同組合	
印	

修了証	
第号	
所属組合	印
氏名 生年月日	
上記の者は、山梨漁場監視員講習要領による 講習を修了したことを証する。	
平成 年 月 日	
山梨県知事	

別表 第4条第1項で定めた前売り遊漁料の納付場所

南都留郡道志村月夜野 45番地	両国屋
タ 9, 237番地	道志川渓流フィッシングセンター

尚、この表に定めるもののほか、「道志村漁業協同組合遊漁承認証販売所」の幟旗の立つ所も納付場所とする。